

会 議 録

会議の名称	令和元年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	令和元年10月17日（木） 午後6時00分～午後8時52分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 市長挨拶・委嘱状の交付 3 委員の自己紹介・事務局職員紹介 4 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶 5 令和元年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 6 個人情報保有等届出状況の報告について 7 諮問事項 8 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和元年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和元年10月17日(木)午後6時0分から午後8時52分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 令和元年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

ア 住民基本台帳事務

イ 通知カード・個人番号カード関係事務

ウ 印鑑登録関係業務変更届

エ 通知カード・個人番号カード関係事務変更届

オ 住民基本台帳関係業務廃止届

カ 児童発達支援事業保護者等補助金業務

キ おたふくかぜワクチン予防接種事業

ク 被災建築物応急危険度判定業務変更届

ケ 職員給与支給業務変更届

コ 固定資産税・都市計画税賦課業務

サ 小金井市愛育手当の支給業務変更届

シ 病児・病後児保育業務

(3) 諮問事項

諮問第38号 指定金融機関への公金支払に係る口座振替データ送付について

諮問第39号 職員互助会の給付に係る口座振替データ送付について

諮問第40号 人事・給与システムについて

諮問第41号 カラー航空写真撮影委託について

諮問第42号 小金井市愛育手当受給者台帳について

諮問第43号 病児・病後児保育事業委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

イ その他報告について

4 出席者

【会 長】

仮 野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人

立 川 明 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 本 多 龍 雄

町 田 博 司 松 行 彬 子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<職員課>

鈴木職員課長

内野人事制度等担当課長

長村給与厚生係長

<市民課>

田嶋市民課長

井上市民係長

中村市民係主事

<保険年金課>

高橋保険年金課長

二井本高齢者医療係長

<資産税課>

當麻資産税課長

鴨下土地係長

浜上土地係専任主査

<自立生活支援課>

加藤自立生活支援課長

矢島障害福祉係長

小林相談支援係長

<健康課>

石原健康課長

永井健康係長

神山健康係主事

<子育て支援課>

前川手当助成係長

<保育課>

三浦保育課長

平岡保育政策担当課長

松本保育係主任

<建築営繕課>

山崎建築営繕課長

<会計課>

畑野会計課長

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

古田土情報公関係主事

【傍聴者】

0名

【総務部長】

開会の挨拶

【市長】

挨拶

(委嘱状の交付)

【総務部長】

(委員の自己紹介・事務局職員紹介)

(会長選出) 仮野委員を選出

(職務代理者指名) 白石委員を指名

以上、内容は省略

【仮野会長】

それでは、ただいまから令和元年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。朝倉委員は都合により御欠席であります。

それでは、令和元年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認についてでございます。既に皆様のお手元に届いているかと思いますが、訂正等がございますか。

訂正部分については、委員の皆さんに配付してありますか？僕は訂正があって、メールで送ったけれども、届いていますか？

【総務部長】

はい、届きました。

【仮野会長】

それは反映させた？

【総務部長】

反映しました。

【仮野会長】

その反映されたものが、机上に用意されているのではなかったっけ。ちゃんと反映されているのならいいのだけれども。

【総務部長】

持ってきます。

【仮野会長】

事実関係の間違いはなかったのですけれども、言葉の使い方や、何カ所か訂正

しました。ありますか。僕の訂正したところはどこだろう。見つからない。

【総務部長】

後ほどお持ちします。

【仮野会長】

会議録は公開されていますから、全てこのデジタルレコーダーで録られています。それを職員の方が綿密に起こしてくれているのですけれども、時折意に沿わないというか、自分の表現ではないものがあったりしますので、それはできるだけ正確に直していただいたほうがいいのですが、一方で、公開されているということはそれだけ責任を伴うわけですので、チェックはやっぱりよくやったほうがいい。私の経験的にそう思います。

確認の件は、後ほど届きましたら御説明します。そのほかの訂正はなかったのですか、私以外は。

【情報公開係長】

ほかには大きくはなかったです。

【仮野会長】

わかりました。

次に、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告・諮問事項です。

初めに報告事項について。

小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが8件、届出廃止に関するものが3件、届出変更に関するものが9件となります。

次に諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「人事・給与システムについて」、「小金井市愛育手当受給者台帳について」、個人情報保護条例第15条に基づく「指定金融機関への公金支払いに係る口座振替データ送付について」、「職員互助会の給付に係る口座振替データの送付について」、個人情報保護条例第27条に基づく「カラー航空写真撮影委託について」、「病児・病後児保育事業委託について」の合計6件となっております。

細部につきましては事務局を通して説明させますので、よろしく願い申し上

げます。

【総務課長】

それでは市長は、この後、別の公務のため、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

【仮野会長】

それでは審議に入ります。

その前に、事務局から説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を、事務局または担当課から受けることで進めたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

ちょっと待ってくださいね。その前に1つだけ。

前回、第2回審議会の議事録について、3点私が訂正を求めたものです。見てください。大した話ではないのですが、13ページの下から6行目、「ますます紛らわしいだろう」という言葉を使っていた部分と、「表現だね」という部分を「表現と言いたい」とした部分と、「雑誌の編集者をしていて」という部分を「雑誌の編集を手伝っていて」とした部分と、これは事実を正しくしてもらったのと、「ますます紛らわしいだろう」なんて高飛車な表現を使ったりしていますので、訂正させていただきました。こういう訂正を受け付けてくれるわけですね。

いいでしょうか。失礼しました。

それでは、事務局からの説明を求めます。

【総務課長】

それでは、「令和元年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会資料」を御覧ください。

まず、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例9条3項の規定により報告いたします。

1ページを御覧ください。今回の届出は、開始8件、廃止3件、変更9件でございます。

2ページには部課別の明細となります。

3ページはその内訳で、備考にある案件番号は順序の番号でございます。諮問のみの案件もでございますので、目次に記載の順序で進行してまいります。

それでは6ページを御覧ください。「旧氏併記に伴う様式の変更について」、市民課の案件でございます。

近年、社会において、旧姓を使用しながら活躍する女性が増加していることを

受けて、住民票等へ旧氏を記載できるようにするための、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行されることになりました。

前回の審議会では、システム内に保有する項目について「旧氏」に関連する項目を追加したところですが、今回は旧氏併記に伴う手続に使用する様式類の保有開始、及び変更の届出を行うものです。

7ページを御覧ください。届出番号09-181「旧氏関係請求書一式」でございます。

個人情報の内容は8ページのとおりでございます。様式については9ページから11ページに付けております。

12ページを御覧ください。届出番号09-182「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書・新規発行・更新申請書」でございます。

個人情報の内容は13ページのとおりでございます。様式については14ページに付けております。

15ページを御覧ください。届出番号09-183「個人番号カード交付・再交付申請取消申出書・電子証明書発行・更新申請取消申出書」でございます。

個人情報の内容は16ページのとおりでございます。様式については17ページに付けております。

次に旧氏併記に伴う様式等の変更の届出です。

18ページを御覧ください。届出番号09-105「印鑑関係申請書」の変更届出でございます。

変更内容は、個人情報の記録項目に「旧氏・通称」を追加し、あわせて今回の変更に伴い「性別」を削除するものでございます。変更後の様式については19ページに付けております。

20ページを御覧ください。届出番号09-165「通知カード表面記載事項変更届」の変更届出でございます。

21ページに変更の内容、22ページに変更後の様式を付けております。

23ページを御覧ください。届出番号09-169「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行更新・申請書」の変更届出でございます。

24ページに変更の内容を、25ページに変更後の様式を付けております。

26ページを御覧ください。届出番号09-172「個人番号カード再交付申請書兼電子証明書発行・更新申請書」の変更届出でございます。

27ページに変更の内容、28ページに変更後の様式を付けております。

29ページを御覧ください。届出番号09-173「個人番号カード券面記載事項変更届、電子証明書新規発行申請書」の変更届出でございます。

30ページに変更の内容、31ページに変更後の様式を付けております。

これらの変更届出は、いずれも通知カード、個人番号カード事務に関するもので、主な変更内容は旧氏に関する記載を追加、あわせて文言の修正をするものがございます。

また、届出項目の見直しを行ったところ、現在使用していない項目があったため、あわせて廃止の届出を行います。

32ページを御覧ください。届出番号09-115「住民基本台帳カード交付通知回答書」の廃止届出でございます。廃止理由は、住民基本台帳カードの交付が平成27年末に終了し、現在は使用していないためでございます。開始から1年間を保存年限とし、その後は溶解により文書廃棄を行います。

33ページを御覧ください。届出番号09-125「本人確認情報整合結果リスト」の廃止届出でございます。

続いて34ページを御覧ください。届出番号09-126「本人確認情報リスト」の廃止届出でございます。

いずれも住民基本台帳ネットワーク導入前に示された様式を届出していましたが、現在使用していないため、廃止するものです。こちらにつきましては、いずれも結果として使用・保有した実績がないため、廃棄処理する対象文書はございません。

【仮野会長】

旧氏の併記に伴って、これだけいろいろなものを変えていかなければいけない。それでは、皆さんの御質問、御意見などお願いします。

【白石委員】

前回の審議会で多分審議されていることだと思っておりますけれども、基本的なことなのでもう1回、申し訳ないのですけれども、繰り返して聞かせていただきたいのですけれども、例えば9ページを見ると、旧氏記載請求書の一番頭のところ、「次のとおり、旧氏の住民票への記載を求めます」と書いてあるわけですが、要するに住民基本台帳そのものには書き込みがされると。なおかつそれが、住民基本台帳ネットワークシステムに連動しているマイナンバーシステムにも全部連動していくという理解ですよね。だからマイナンバーカードへの併記にもなってくるという、そういう理解でいいのですか。

【市民課長】

今委員がおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

【仮野会長】

前回我々がこの審議会でこの問題について言うと、これは認められないということを行ったわけでもないし、基本的には、旧氏を使うことはそれぞれの自由だから受け入れざるを得ないということでしたよね。皆さん方もそうでしょう。前回、特に何か問題はありましたか。

【総務課長】

ないです。

【仮野会長】

なかったですね。それで、いざ旧氏の併記を始めようとする、これだけのいろいろな変更が必要だということですね。

個人情報の保護の観点からして、これだけの多数の変更を加える過程で個人情報が毀損されたりすることはあり得ない？旧氏を使ってもいいですよというだけだから、そういう問題は特にないでしょうか。

【市民課長】

今回情報の追加ということで、特別新たに情報の取り扱い方とかが変わるわけではございませんので、そういったことはないと認識しているところでございます。

【白石委員】

総務省のサイトとかではもういろいろな形で告知されているのですけれども、あと2週間ぐらいで執行になるわけですね。小金井市としてはどの程度市民に周知をするのか、さりげなくなのか、それともそれなりに独自の、例えばリーフレットとかをつくって周知をするのか、いかがですか。

【市民課長】

小金井市としては一般的なやり方になってしまうのですけれども、市報とホームページで周知することを考えているところでございます。

【白石委員】

市民からの問い合わせとかも来ていますか。

【市民係長】

市民からの問い合わせということですが、今のところございません。

【白石委員】

ということは、一般の市民の方にはまだあまり知られていないですかね。

【市民課長】

市としては今後周知していくこととなりますので、まだ市民の方で知っていらっしゃる方はあまり多くないのかと思います。あとは白石委員がおっしゃったとおり、国は周知しているので、アンテナの高い方は既に御存じの方もいらっしゃるかと思います。ただ、旧氏を使用したいという方が対象となりますので、そんなに数は多くないのかなと思っているところですので、問い合わせがないのもそんなにおかしくないのかなとは思っているところでございます。

【仮野会長】

なるほど。これから届出があるかもしれないので、これだけ準備をしておかなければいけないという話ですね。わかりました。

ほかにこの件で御質問ありますか。

【中澤委員】

9ページ、10ページの、請求書の様式があると思うのですがけれども、後の書類になると「本人との関係」で、「代理人または使者による請求の場合」で、関係を記載する欄があるのでありますが、ここだけは省略されているのですが、何か意図がございますか。例えば17ページを見ていただくと、代理人と本人の関係とか記載事項がございますね。ところがこちらの9ページとか10ページ、11ページとか、代理人と本人との関係が省略されているのですが。

【市民課長】

先にあるものについては住民基本台帳に載るものですので、このような形で書いておりますけれども、後にあるものは個人番号カードになっておりまして、より厳格に取り扱うと定まっているため、このような記載がされているものでございます。

【中澤委員】

いわゆるグレードの違いで、関係をはっきり記載するものと記載しない様式に分けているということですね。意味はわかりました。グレードの違いというのはよくわかりませんが。

その生年月日の日にちがないとか、そういうのもグレードが低いから、生年月日の年とか月とか、ほかのフォームでは年月日とかあるけれども、これは年と月しかないのですが、そういうグレードの違いであえて省略しているのですか。

さっきと同じ9ページ、10ページ、11ページなのですが。

【市民課長】

こちらは国から示されている様式を、小金井市なりに、いじらずに導入したと

ころですので、国としてはこういう形が望ましいということで示されたものでございます。

【中澤委員】

18ページに性別を、フォームのところの変更の内容のところ「性別を削除」とあるのですが、ほかの10ページとか11ページを見ると、性別は削除してあるものとなないものがあるのですが、その違いはどのようなところにあるのでしょうか。

【市民課長】

18頁が小金井市の印鑑条例に関するものでして、ほかのものは別の法令で定まっているところです。法令で定まっているものについて、市では裁量権がないので、それについては男女を記載することになっているので、そちらに書いてあります。印鑑条例については市で定められるので、不要ということで入れていないところでございます。

【仮野会長】

いいですか。

【中澤委員】

説明はわかりますね。実質的な意味はよくわかりませんが。

【仮野会長】

根拠法令が違う。

【中澤委員】

根拠法令によって、性別を記載しなければならないものと記載不要のものがあると。

【仮野会長】

非常にこれは詳細の、細部にわたるところなので、なかなか専門的に理解するのが難しいところがありますが。

ほかに御質問がなければこれを承認したいと思います、いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは35ページを御覧ください。「児童発達支援事業保護者等補助金業務について」、自立生活支援課の案件でございます。

国の幼児教育・保育無償化政策が令和元年10月1日から実施され、就学前の障害児の発達支援も無償化の対象となりました。

市としてはこの政策の趣旨を鑑み、児童発達支援事業で給食を提供されている幼児の保護者に対して食材費の負担を軽減し、円滑な児童発達支援事業の利用を図ることを目的として、無償化の対象となる幼児の給食費の一部を補助する事業を、令和元年10月1日より開始いたしました。

本件は、本補助金業務の開始に伴い、補助金交付申請書等に記載される個人情報保有することに関して行った届出について報告するものです。

36ページを御覧ください。届出番号28-240「児童発達支援事業保護者等補助金に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は37ページのとおりでございます。様式については、38ページから40ページに付けております。本業務に関する要綱を41ページから42ページに付けております。

【仮野会長】

この案件について、御質問など、ありますか。

就学前の障害児の発達支援も無償化の対象になる。こういうことは大事ですね。特に御質問ないので、承認してよろしいですか。

それでは、本件を承認いたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは43ページを御覧ください。「おたふくかぜワクチン予防接種業務について」、健康課の案件でございます。

おたふくかぜは、ムンプスウイルスの感染によって起こる感染症であり、まれに感音性難聴等の重大な合併症を引き起こすことがあります。小金井市ではこのような合併症等を予防するために、令和元年10月1日から、1歳以上2歳未満の市民を対象に、おたふくかぜワクチン予防接種を実施します。事業の概要としましては、市にて実施する接種回数を1人につき1回までとし、接種時に費用負担3,500円を市内の医療機関に支払います。なお、費用負担の減免措置として、生活保護世帯等については無料とします。

つきましては、事業の開始に伴い、接種者の情報を把握する必要があることから、新たに保有の届出を行います。

44ページを御覧ください。届出番号41-551「おたふくかぜワクチン接種予診票」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。様式については45ページ、46ページに付けております。本業務に関する要綱を47ページ、48ページに付けております。

【仮野会長】

これは10月1日から始まっているのですか。

【健康課長】

始まっています。

【仮野会長】

感染したお子さんはいるのですか。

【健康課長】

感染を予防する前に接種するという事は大事でございますので、1歳になるころに接種することによって、その後いろいろな、感染症をお持ちの児童などと生活をともにするときに、御自身が感染しないこととともに、保菌しないことによって周りの方も感染しないように防ぐことができるという目的で行っているものでございます。

【寺島委員】

ちょっとネットで調べたのですけれども、おたふくかぜのワクチンは2回接種が必要なのではないかということなのですかけれども、それに関して1回しかしないということで、小金井市は2回目についてはどのようにお考えなのでしょうか。

【健康課長】

確かにもう1回は、小学生になる前に2回目を接種するのが好ましいとされてございます。好ましいとされているということは、2回接種することによってより完全な免疫がつくということでございまして、保護者の方には2回接種していただくようにお勧めすることになりますけれども、まず幼児期の、後遺障害とかが残るリスクが高いときの接種を、市の補助といいますか、保護者の負担を軽くすることによって、インセンティブとして市で行って、2回目については全額、現在のところ自費で打っていただく形になりまして、近隣の他市もそのような取り扱いをしているところが多いというのが、任意の接種でございまして、そういったところが現状でございます。

【井口委員】

43ページの枠の中に、下のほうに「接種者の情報を把握する必要がある」とありますが、接種者というのは医療機関とかそういう意味ですか。

【健康課長】

予防接種を受けた個人の情報という意味でございます。

今後法定接種とかになったときに、1回目打っているか、打っていないかがわからなくなる御家庭もあると想像されますので、そういったことに備える意味もあって、接種の履歴を市で保有することについて意義があると考えております。

44ページの個人情報の対象となる個人の範囲というところが、「予防接種対象者及び保護者」となっていて、こちらでは「対象者」という表現になっていますが、接種者というのは対象者という意味です。

【井口委員】

そうですか。わかりました。

【仮野会長】

予防接種者と予防接種対象者という2つの名前が出てくるから、どこがどう違うのか混乱してしまうという意味かな。予防接種対象者というのが一番わかりやすい。これは、表現の仕方はこれから少し考えたほうがいいですね。井口委員、いいでしょうか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

わかりました。ではこの件は承認してよろしいですか。

特に御質問ないので、本件を承認いたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

49ページを御覧ください。「東京都防災ボランティア登録者名簿について」、建築営繕課の案件でございます。

「東京都防災ボランティア制度」は東京都の「地域防災計画」に基づくもので、専門的な技術を持つ民間の方々を平常時から登録させていただき、災害時にボランティアとしての活動をお願いする制度です。「被災建築物応急危険度判定業務」とは、その中の業務のひとつであり、大地震発生時、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定するものです。

「東京都防災ボランティア登録者名簿」は、当該判定業務に御協力いただける建築士の方々を登録しているもので、毎年、東京都より在住在勤の各区市町村へ送付されるため、平成12年度に個人情報の保有等につき、届け出たところです。

このたび、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市より名簿登録された方への意向調査を予定する中で、個人情報の項目を改めて確認したところ、平成15年度より追加されている項目について、届出が漏れていたことから今回、変更届出を行うものです。

50ページを御覧ください。届出番号21-2「東京都防災ボランティア登録

者名簿」の変更届出でございます。変更内容は5 1 ページのとおりでございます。
変更後の様式については5 2 ページから5 5 ページに付けております。

【白石委員】

ちょっと初歩的質問ですが、5 2 ページから5 5 ページのこのフォーマットは何なのですかね。聞いたら失礼かもしれないけれども。どういう様式なのですか、これは。

【建築営繕課長】

こちらは東京都でつくられている各建築士、一級建築士、二級建築士、あと木造の建築士、資格を持っている方が登録をした際のデータ、いろいろな、例えばお名前とか御住所、勤務先、あとメールアドレス、その他いろいろと、個人に関する情報を取りまとめたものをここに、各登録されている方、フォーマットに記入されまして、東京都から情報が、新しく追加された方が増えるたびに毎年1回、データとして小金井市の建築営繕課に送られてくるデータのフォーマットになります。

【白石委員】

要するにこれはデータのプリントアウトした紙で、可視化されているものですよ。例えば5 4 ページの「再発行2 0 1 2」の後に、「事務所協会」とか「建築士会」とか、「その他」というのは、要するにどこに属しているのか、例えばこの一番上がAさんだとしたら、Aさんを右に見ていって、事務所協会には所属しているよ、ここは丸だよとか、そのような意味ということですね。

【建築営繕課長】

今委員がおっしゃるとおり、横にずっと、例えば名簿みたいに登録番号、お名前、各項目、いろいろなものに該当しているところに項目がいろいろ入ってくるということですが、例えばそういった事務所協会に属しているのであればその部分に丸が入るとか、違う協会に入っていれば違うところに丸が入るとか、そのような状況になります。

【立川委員】

これは東京都から送られてくる情報をそのまま載せるという意味ですか。

【建築営繕課長】

東京都から送られてくる情報をそのまま、うちもデータとして、個人情報として今まで扱ってきていましたので、ちゃんと鍵のかかるところに保管して、緊急時にはすぐに出せるようにということにはしております。

【立川委員】

情報が増えたということですか。

【建築営繕課長】

そうですね。やはり古い時代からこのような制度、特に阪神淡路大震災、このぐらいの時期からこういった制度が採用されていまして、よくテレビなんかでも災害が起きたときに、被災した家などに、この家は危険だよと赤い紙などを張っているケースがあると思いますが、ああいったものを、要するに資格を持って登録されている方が現地を見に行き、この建物は危険だよ、安全だよ、注意してくださいという、3種類の張り紙を建物に張ったりするという制度になりますので、今回はあくまでも新たな情報源の追加項目だけを登録させていただきたいということでございます。

【松行委員】

お聞きしたいのですけれども、51ページの変更後、変更前というのがあるのですけれども、「既存」というのは既に記載されていることで、その下の「変更(修正)」、ここを追加しているということですか。

【建築営繕課長】

はい。

【松行委員】

それでその追加の内容が52ページから55ページに詳細に出ているということですか。

【建築営繕課長】

今委員の言われたように、51ページの区分の「既存」というものは、平成12年度にうちが個人情報として登録いたしました。それ以後、やはり例えばメールアドレスとか血液型、こういったものがどんどん追加されましたので、それを今回追加する形となります。後ろのほうについているこのフォーマットなのですが、これは現時点のもの、東京都から送られてくるフォーマットになっておりますので、最新版このようになりまして、今はこのぐらいの項目を、全部登録時に情報として記入していただく形になっております。

【仮野会長】

52ページから55ページまでのこの表をあなたは見て一目瞭然、どういうデータかぱっとわかるのですよね。あなたは専門家だから。すみません、何が何だかわからない。こういうものを出されても我々はわからないですよ。

小金井市より名簿登録された方への意向調査を予定する中で、個人情報の項目を改めて確認したところ、平成15年度より追加されている項目について届出が

漏れていたことから今回変更届を出すということなのだけれども、それはどこですか。

【建築営繕課長】

後ろの表を見ていただくように、例えば51ページの、一番右側の区分ですね。これの「変更」と書いてあるこの項目になります。例えば「変更（修正）」と書いてある登録番号、登録情報というところがあるのですが、これは単に番号だけではなくて、その他いろいろな、IDとか登録日とか、そういったものも全部含まれますので、そういったものを一つ一つやっていくともものすごい項目になってしまいますので、一括して「登録情報」というくくりにして今回登録させていただくような形をとっております。それから今回新しく追加にさせていただきたいのは、ここ「変更」と書いてある、この項目が主なものとなります。

【仮野会長】

6点ですね。

【建築営繕課長】

はい。

【仮野会長】

メールアドレス、資格情報、所属団体情報、なるほど。要するに、そのボランティアがどういう人であるかがよくわかるような、ということですね。

【建築営繕課長】

もうこの表を見れば、どこに所属されているのか、御住所はどこなのか、連絡先とかメールアドレス、それが全てわかるような形になります。

【中澤委員】

今のところの51ページの登録番号、登録年月日ですが、変更前は登録番号、登録年月日で情報をいろいろ変えたので、変更後が登録情報という説明を受けたのですが、この53ページの用紙は登録番号、登録年月日という項目がありますので、登録番号と登録年月日そのものは変更はしていないのではないですかね。それ以外が情報を追加したという意味で、この表は正しく表現していないように思うのですが、それでも。

【建築営繕課長】

ちょっとわかりづらくて申し訳ございません。確かに登録番号と登録日、これは当初始めたときからございました。それ以外に、ちょっと細かくなりますけれども、先ほど申しました資格のIDとか、その他細かいことがたくさんございますので、そういうものをひとくくりとさせていただきまして、登録番号の確認、

例えば登録年月日に関する登録情報のくくりという形でひとまとめにさせていただきました。

【中澤委員】

念のため確認しますと、登録番号、登録年月日は、本来なら既存そのものなのだけれども、それに係るところの詳細の登録情報を追加補填したと。

【建築営繕課長】

似たような項目をここのグループの中にまとめたということでございます。

【仮野会長】

それだけボランティア登録名簿が詳細でわかりやすいものになったということですね。

【建築営繕課長】

そうですね。毎年その追加項目が多くなりますので、より応急危険度判定士の情報がものすごく細かくなってしまいます。持っているほうとしてもものすごく重要になってきたということでございます。

【仮野会長】

小金井市で何かそういう、実際に危険度を判定してもらう場合、誰々さん、この人とすぐわかるようになると、こういうことですね。

【建築営繕課長】

例えば、災害が起きたときに、今、小金井市では東京都のマニュアルに準じているのですけれども、震度5強で実施本部の設置、震度6弱以上で、こういった判定士に、被災した建物の調査をしていただくという1つのマニュアルがございます。今回この個人情報登録をさせていただいて、今回私どもも今まで登録、年々何人か、10人とか20人くらいずつ毎年増えてきていたのですけれども、その方となかなかアポイントをとる機会がございました。各市町村、やはりこれだけ災害が多いので、何かしら市と登録者の方のつながりというものを重要視して、小金井市の場合は、今回とりあえずアンケートをさせていただこうかと思っております。例えば災害が起きたときにどこに集まっていたらよろしいですかとか、そういった基本的なものからアポイントをとりまして、ゆくゆくは、今東京都のオフィシャル版を使っているのですけれども、小金井市でそういった応急危険度判定のマニュアルを独自に、東京都にならってつくっていきたいなと思っております。

【仮野会長】

そのアンケート調査をする上での1つのあれにもなると。これから大きな災害

がいつ起きないとも限らないので、こういう準備をするのはいいと思う。

そのように最初から言っておいてくれるともっとわかりやすかった。なぜこんな複雑な訂正をするのだろうかというのがよくわからない。実はこうこうしかじかで、いつ起きるかわからない災害に備えるためと最初に言ってくれると非常にわかりやすくなる。

【松行委員】

53ページなのですけれども、この項目の一番最後に「抹消」というのがあります。今回はこの追加ということだったのですけれども、いろいろな時代の変化もありますけれども、この「抹消」というのは、抹消もあり得るということなのですか。

【建築営繕課長】

これはあくまでもボランティア、任意的に登録をしていただくという、要するに資格を持っている方ですね、御本人様の意向に係る部分が大きいものでございます。当然何か、例えば表現が悪いかもしれませんが、お年を召したとか、お怪我をされたとか、自主的に、そういった危険度は、ボランティアには無理が生じたとき、そういった場合は届出機関に届けていただいて、退会するような、名簿から抹消させていただく、そのような形で最後に抹消という言葉が入っております。

【松行委員】

この「抹消」というのは項目の抹消ではなくて、ボランティアとしての抹消ということなのですね。

【建築営繕課長】

登録の抹消です。

【松行委員】

はい、わかりました。

【仮野会長】

目的もよくわかりましたので、大事なことなので、ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、言わずもがなのことですのですけれども、それぞれ新たに入手するであろう個人情報の保護はしっかりやってもらうということね。

他に御質問などはありませんか。

では、本件は承認といたします。御苦労さまでした。

次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは諮問案件に入ってまいります。

56ページを御覧ください。「指定金融機関への公金支払に係る口座振替データ送付について」、会計課の案件でございます。

現状、市公金の支払いについては、支払いに係る口座振替データをフロッピーディスクに保存の上、指定金融機関であるみずほ銀行に渡しているところですが、フロッピーディスク媒体及び媒体読取機器が既に製造を終了していることから、老朽化等による不具合が生じた際の代替がない状況です。また、みずほ銀行においても媒体処理に要する読取機器維持コストの増加から、次年度より媒体方式による口座振替処理は有償となることが決定しているところです。よって、公金振込の安全性・確実性の確保を図るために、みずほ銀行への公金支払に係る口座振替データ送付方法について、フロッピーディスク等媒体に保存して渡す方法から、指定金融機関であるみずほ銀行が提供する法人向けインターネットバンキングサービスを利用し、公金支払に係る口座振替データを、インターネット回線を通じ指定金融機関へ送付する方法に変更するために諮問するものです。

57ページを御覧ください。諮問第38号「指定金融機関への公金支払に係る口座振替データ送付」でございます。

オンライン結合の目的は、公金支払いに係る口座振替データについて、指定金融機関であるみずほ銀行の提供する法人向けインターネットバンキングを利用して、指定金融機関へデータを送付するためです。

オンライン結合の内容は、口座振替データをインターネット回線を通じて指定金融機関へ送付するものです。

個人情報の保護措置といたしましては、諮問書に5点記載がございますが、58ページにオンライン接続のイメージ図を付けております。今回、オンライン結合する個人情報の項目については、諮問書のとおりでございます。

【本多委員】

提案理由の中で質問したいところがありまして、指定金融機関が提供する法人向けのインターネットバンキングサービスというのは、いつから開始されていたのでしょうか。

【会計課長】

いつから開始というのは、はっきり確認していないところですが、もう10年以上前からこういったものはできていると聞いております。

【本多委員】

そこで、10年前からできていたということで、ここで変えるということは、

これを見ると媒体の方式でやると、老朽化で代替がない状況、不具合が生じた場合に代替がないというのと、次年度から有償になるということの理由で変えるということですが、個人情報保護の安全性から言って不安があったのですかね。法人向けのインターネットバンキングサービスに、スタートしたときに移行しなかったという、従前の方式を守っていたというのはどういう理由ですか。

【会計課長】

このタイミングでなぜ変えるかということですが、御指摘があったとおり、一部フロッピーディスク等の媒体の製造が終了したというのが大きな要因なのですけれども、これまで移行しなかったことについては、フロッピーディスクという媒体がまだ製造されていて使えていたということと、それに対して銀行側も、維持するに当たって、コストについて市に要求するようなこともなかったということと、まだインターネットバンキングというのが今のように一般的になっていなかったところから、あえて今まで、安定して日々の公金支払をしていた方法について変える必要はないという判断だったかと思います。

ただ、今般、他市におきましても、みずほ銀行を指定金融機関としている多摩の小金井市以外の6市、あと23区については全て法人向けのインターネットバンキングによって公金の支払いについては運用しているところですので、早急に小金井市も、フロッピーディスクで安全性が図れないというところからも変更する必要があると、このタイミングで考えております。

【井口委員】

オンライン結合となると、市民感覚でいうと目に見えないもの同士が結合するというので、大丈夫かなという不安感があるわけですがけれども、銀行も時折システム障害などが発生して、みずほ銀行もあったと思うのですけれども、そういう場合に従来のフロッピーディスクでの対応と電子結合による対応で、何か問題が生じるようなことはないのかどうかは気になるのですけれども。

【会計課長】

これまで、他市が大丈夫だったから小金井市も大丈夫ということではないのですけれども、これまで長年他市で、これを運営している中でそういった事故は一度もないということと、万が一そのようなことで不正送金ですとか、個人情報に支障が出たりという場合については、みずほ銀行は総合金融サービスを提供するようなグループですので、情報セキュリティーポリシーですとか個人情報保護に関するプライバシーポリシーについては公開しているところでございまして、この中において情報資産の管理方法ですとか、万が一漏えい等が生じた場合の報告

調査、再発防止策などの方法については定めてあります。

あとは、指定金融機関として指定契約を結んでいるところなのですが、その中においては公金の支払事務の取り扱いについて、市に万が一損害が及ぶようなことがあったら、市に対してその賠償をしなければいけない旨は定めているところでございます。

【井口委員】

場合によっては受け入れる側の、市民側ですけれども、決済との連動があるような場合がありますね、そうすると、その遅延によって損害が発生することもあり得ると思うのですが、これはフロッピーだから大丈夫という話ではないと思うのですが、その辺りの違いは特にはないのでしょうか。フロッピーで渡す方法と電子結合による対応の遅延というか、そういうものはないのでしょうか。

【会計課長】

フロッピーですと、一般回線を使って送付するものではないので、引き渡しまでに時間がかかるということで、インターネットバンキングを使ったほうがデータの送付については当然速いということと、あと、向こうの処理としては特に何も変わらないです。ただ、こちらが公金を支払ってくださいというような、税金上のフォーマットのデータなのですけれども、それを渡す方法が媒体からインターネット回線を使ったものになるというだけなので、指定金融機関側での処理については特に変更はないものです。

【井口委員】

今システム障害が生じた場合ということで考えていたのですが、それは特に違いはないですね。

【立川委員】

公金の支払いというのは、市から出金する、100%なのですか。

【会計課長】

公金の支払いには、お客様から依頼があつて口座にお振り込みするという方法と、あとは納付書などでお支払いする方法もありますので、全てが口座に、振り込みによってお支払いするという事ではないです。

【中澤委員】

フロッピーディスクによる情報伝達からインターネットバンキングに変わるということなのですが、両者のそれぞれの個人情報に関する管理と廃棄ルールはどうなるのでしょうか。

【会計課長】

個人情報の取り扱いについては特に変わらないところですが、どちらにいたしましても、送った後、不必要なものは、特にインターネットにつながった端末などに保存することはしないで、すぐに削除する形で運用を徹底しようとは考えています。FDにおきましても、保存したFDをずっととっておく必要はないので、また次に上書きをして次の支払いのデータが入るような形になるので、そこにずっと保存しておくという運用は今もしていないところです。

【中澤委員】

フロッピーディスクの廃棄管理、いわゆる情報の廃棄管理というルールはなく、今現在は単に上書きをして使用しているということですね。

【会計課長】

フロッピーディスクは、先ほど申し上げたとおりもう数がないというか、新しく購入することはできないので、今あるものを使って、もちろんみずほ銀行での処理が終わった後戻ってきますので、それについては次の、支払いは1回では終わらないので、会計課について言いますと毎日支払いがあるので、翌日には次のデータが入るような形になっております。

【中澤委員】

理解できますけれども、ただ、絶えず上書きすると、前の顧客からクレームがついてそれに修正をかける場合、そのデータを上書きしてしまっているのかなという心配はあるのですけれども。

【会計課長】

おっしゃるようなことはあると思うので、例えばフロッピーディスク自体にずっと持っておくということではなくて、外部との接続がないような端末において、一定期間保存するという運用は各課しているかと思います。

【中澤委員】

その保存ルールがありますかというのが一番大事な質問なのですけれども。

【会計課長】

保存期間については、今のところルールは特に定めていないところです。

【多田委員】

関連なのですけれども。来年の4月1日以降はフロッピーディスクが不要になるわけで、読取機械もそうですけれども、そちらに残されている情報はどうやって、専門の業者に来ていただいて消去するのか、職員が例えばはさみで切ったりとかして、消去して不燃ごみで出すのかといった、フロッピーディスクに残されている情報の消去はどのようにやるのでしょうか。

【会計課長】

まずは消去の上ですけれども、それでそのまま廃棄するのではなくて、フロッピーディスクをシュレッダーできる機械もありますので、そういったものを通しての廃棄になるかと思われます。

【中澤委員】

その保存年月日はないわけですね。

【会計課長】

はい。

【中澤委員】

任意に廃棄してしまうということですね。

【仮野会長】

これもなかなか難しいテーマですね。はい。これはどんどんそういう、フロッピーディスクからインターネットに移行するのは時代の流れですものね。できるだけこれから外に漏れたりということがないように、事故がないようにしてもらうしかないですね。

ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、本件は承認いたします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは59ページを御覧ください。「職員互助会の給付に係る口座振替データ送付について」、職員課の案件でございます。

現状、小金井市職員互助会の給付金の支払いについては、支払いに係る口座振替データをフロッピーに保存の上、みずほ銀行に渡しているところですが、先ほどの諮問38号と同様の理由により、給付金支払いに係る口座振替データを、インターネット回線を通じ、みずほ銀行へ送付する方法に変更するために諮問するものです。

60ページを御覧ください。諮問第39号「職員互助会の給付に係る口座振替データ送付」でございます。

オンライン結合の目的、内容及び個人情報の保護措置につきましては、先ほど御説明いたしました会計課の内容とほぼ同一ですが、対象となるデータが公金支払いではなく、職員互助会の給付に係る口座データとなっております。また会計課の内容と重複する部分も多いですが、61ページにオンライン接続のイメージ図を付けております。今回オンライン結合する個人情報の項目については、諮問

書のとおりでございます。

【仮野会長】

今度は職員互助会ですね。これについてはいかがでしょう。御質問や御意見はありますか。

特にないようですので、それでは本件は承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

続いて62ページを御覧ください。

「職員給与支払業務の変更届出について」、職員課の案件でございます。

地方税法の改正に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書に、本年中の所得の見積額が48万円以下の児童について、児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父または母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者に該当する旨を記載し、申告することとされました。

これに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の様式が新たに示されたため、保有の届出を行うとともに、関連する人事・給与システムに記録し管理を行うことから、変更届出及び諮問を行うものです。

63ページを御覧ください。届出番号07-64「給与所得者の扶養控除（異動）申告書」の変更届出でございます。変更内容は、個人情報の記録項目に「単身児童扶養者」に係る項目を追加するものでございます。

変更後の様式については64ページに付けております。

65ページを御覧ください。諮問第40号「人事・給与システム」です。業務の目的は職員給与支給業務です。システムの記録項目については、67ページから71ページのとおりでございます。

諮問に関連する変更届といたしまして、66ページを御覧ください。届出番号07-193「人事・給与システム」でございます。個人情報の内容は諮問第40号と共通でございます。変更により追加された項目につきましては、71ページの番号229番から232番に記載してございます。

【松行委員】

62ページの四角に入っている文章なのですけれども、その1行目の、「本年中の所得の見積額が48万円以下の児童について」という、こここのところの書き方というのですか、これはひよっとすると48万円以下の児童ととられると、父とか母とか、あるいは保護者が48万円以下ということですよ、これは。そここのところをもう少し、表現をはっきりと明確にしたほうがよろしいのではないかと

と思います。

【給与厚生係長】

こちらにつきましては、国税庁が出している「年末調整の仕方」というところから引用しているのですが、見積額が、やはり児童に対して48万円以下と書かれています。

【松行委員】

それは書かれているわけですね。その表現はそのまま使用しなければならないということですか。

【給与厚生係長】

そうですね。そちらに書いてあるものを書かせていただいております。

【仮野会長】

これはしかし、どう読んでもこの二、三行は、何を言おうとしているのかよくわからないですね。これはやさしい日本語、わかりやすい日本語に崩して説明してください。

【職員課長】

御説明いたしましたとおり、これは国税庁ですか、出しているマニュアルのようなもの、そこから引用しているのですが、確かに「見積額が48万円以下の児童」というのは書いているのですが、これは実際に、所得の対象として見るのが「児童」ということですので、このような書き方をしているマニュアルになっております。

【松行委員】

これは一般市民が読んだときに、そういう解釈はできますかね。48万円以下の児童というと、その児童の見積額が48万円以下なのかなとか、そのようにとれないですかね。引用して使っているというのはわかるのですけれども。

【職員課長】

すみません、これは書き方がこういう書き方になっておりますので、このように引用しているところではあるのですけれども、言いたいこととしては、48万円所得があるかないかというのを見ているのは児童のことで、書き方としてはもうちょっと工夫が必要かなというところではあります。

【白石委員】

世間一般で言うと、児童は給与所得はないかもわからないけれども、例えば利子所得とか、資産から発生する所得はあるわけですよ。そこを一般の常識だけでくくってしまうとおかしくなるのだけれども、国税的な書き方からするとこれは

あり得ると私は読みましたけれども。

【職員課担当課長】

先ほど説明したように、この児童というのは、児童扶養手当は18歳以下の方だと思っておりますので、例えば児童の方というのは高校生の方もいらっしゃいます。高校生の方がアルバイトをした場合には所得が発生いたしますので、この48万円以下というのは児童御本人の方の所得という意味になりますので、表現とするとわかりにくいかもしれませんが、所得の見積額が48万円以下の児童について、児童扶養手当を受けている当該児童と生計を一にする父または母というのは職員になるかと思っておりますけれども、そういう表現になりますので、そのように御理解いただけるとありがたいかと思っております。

【松行委員】

だから児童の所得が48万円以下ということですね。

【職員課担当課長】

そうです。そういう意味です。

【仮野会長】

わかりました。はい。ほかに御質問はありますか。

こういう変更届をすること自体については異存はないですか、皆さん。よろしいですか。

それでは、本件は承認いたします。

次の案件に移りましょう。

【総務課長】

次に行く前に、先ほど、6ページのところから始まりました旧氏関連のところでお指摘をいただきました様式の年月日の「日」がないという、9ページ、10ページ、11ページの様式についての御質問がございましたけれども、市民課長が自席に戻って再度確認してまいりましたので、御報告したいということで発言をお許し願います。

【市民課長】

先ほど中澤委員から、様式の生年月日欄に「年、月」のみしかないという御指摘がございました。先ほど御承認をいただいた後、自席に戻りまして、国から示されたものを改めて確認いたしました。やはり「年、月」のみということでした。ただ、中澤委員の御指摘ももっともかと思っておりますので、後日国に確認を行いまして、日が必要だということでしたら、速やかに修正届出を提出させていただきたいと思っております。

【中澤委員】

せっかく今お見えになったからその件ではないのですけれども、22ページなのですけれども、フォームのところで、「新しい生年月日」、「新しい性別」という項目があるのですけれども、その意味がちょっとわからない。真ん中のところに「新しい生年月日」、「新しい性別」と書いてあるのですが、「新しい生年月日」というのは、意味がよくわからなかったのですけれども。

【市民課長】

こちらすみません、国から示されているものを引用しているところなのですけれども、万が一、生年月日が変わった場合、誤りの修正をいただくということで理解しているところでございます。

【中澤委員】

間違っていたら正しい生年月日に変えるということですか。

【市民課長】

はい。こちらにつきましても確認させていただきまして、間違っているようでしたら修正させていただきたいと思います。

【中澤委員】

新しい性別というのは性転換のことでしょうか。

【仮野会長】

ジェンダー問題ですか。それでは、また研究して、必要があれば報告してください。ありがとうございました。

【総務課長】

では、改めまして、72ページを御覧ください。「カラー航空写真撮影委託について」、資産税課の案件でございます。

固定資産税・都市計画税は、賦課期日の1月1日に市内に存在する土地、家屋を所有する者を納税義務者として課税しています。

この賦課業務を行うに当たり、賦課期日における土地、家屋の状況を的確かつ効率的に把握するため、市内全域を対象としたカラー航空写真撮影を委託し、その成果品である写真図を課税資料として活用しています。

今までこのカラー航空写真図については、課税資料としての目的のみに使用、保管しており、個人情報であるかどうか判断をしておりませんでした。

しかし最近になってほかの部署などから、目的外利用や外部提供といった要望について相談を受けるようになり、公益性の観点から、秘密漏えいに当たらない範囲で応じてよいのではないかとの結論に至りました。

そこで、このカラー航空写真図が保護すべき個人情報に該当するものと判断したうえで、条例の規定に則して目的外利用などの要望に応じることができるよう、保有の届出を行うとともに、写真撮影の委託に係る諮問を行うこととしたものです。

73ページを御覧ください。諮問第41号「カラー航空写真撮影委託」でございます。業務の目的としましては、諮問書に記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目につきましては、「家屋の状況」、「土地の利用状況」でございます。

74ページから81ページには委託仕様書案を付けております。

諮問に関連する保有届としまして、82ページの届出番号40-177「カラー航空写真図（縮尺1,000分の1、印画紙写真図）」と、83ページの届出番号40-178「カラー航空写真図（縮尺5,000分の1、印画紙写真図および電子媒体による画像データ）」でございます。

保有する個人情報は諮問と同様です。

写真図の縮尺1,000分の1と縮尺5,000分の1の違いは、縮尺5,000分の1のものが電磁的記録も保有することと、縮尺1,000分の1のものの文書保存年限が10年に対し、縮尺5,000分の1のものは20年となっております。

【白石委員】

今日最初に配られた、「情報公開・個人情報保護審議会関係条例等集」1ページの第3条の(1)に個人情報が規定されていますよね。ここの中のどこに該当すると解釈をされているのか。例えば82ページ、83ページの中ですけれども、個人情報の対象となる個人の範囲は、固定資産を所有する者になっているわけですが、航空写真そのものだったら人は判別できないけれども、結果として固定資産台帳とかその他、閲覧することによって個人を特定できるという理解なのか、その辺もう少し具体的に、何を個人情報と指しているのか聞きたいのですけれども。

【土地係専任主査】

個人情報保護条例の第3条で個人情報についての定義が出ていると思うのですが、そちらに当てはめてみて、「他の情報と照合して、それによって個人を識別することができるものを含む」となっておりますので、それによりますと、このカラー航空写真図に記録された画像がそのほかの情報、住宅地図、それから測量図、公図や登記簿というような一般の方が調査することができるのですけれども、それとあわせて照合することによって、画像の状態で固定資産の所有者、

特定の個人を識別することができるのではないかと考えまして、こちらの個人情報に当てはまると判断いたしました。

【白石委員】

確認させていただくと、例えば固有名詞を出すと、ゼンリンの住宅地図であるとか、あるいはグーグルマップであるとか、それはいわば上から俯瞰する形の図面になっていますよね。それと重ね合わせることによって特定できますよという、具体的にはそういうことですか。

【土地係専任主査】

そのように考えております。

【川井委員】

この諮問の趣旨なのですけれども、こういったものは個人情報に当たるという届出なのか、ここで書いてあるように目的外使用を前提とし、それをできるようにするための諮問のような書き方になっているのですけれども、そのところをもうちょっと具体的に、これを個人情報として規定することはいいと思うのですけれども、ここはほかのことにも利用できるのではないかと、それを利用するためにこれを個人情報とするのだという論理のところはちょっとわかりにくいので、そこを説明していただきたいのですけれども。

【本多委員】

その提案理由の中に、「しかし」のところから、他の部署から目的外利用、外部提供といった要望があるということで、他の部署の情報と重ね合わせて照合したりすると個人情報が特定できるという、特定の個人が識別できるという判断なのか、具体的に他の部署の相談内容はどのようなものか、ちょっと説明してほしいのですが。

【土地係専任主査】

最初の総務課長から説明がありましたとおり、当初はカラー航空写真につきましては、課税資料の目的のみに使用・保管していたのですけれども、最近になりましたらほかの部署から、業務の一環として利用させてもらえないかという相談があったときに、私どもでそれをそのまま提供してよいかどうかという判断ができなかったことがありまして、その点についていろいろ検討していましたが、具体的な例を申し上げますと、例えば教育委員会から社会科の副教材として小金井市内の地図を、塗り絵のような形で生徒たちに作業させてあげたいので、見本となるような航空写真を貸してもらえないかという依頼があったこととか、あとは他の行政機関、税務署から、過去の土地の利用状況について確認したいというお話

があったのです。それから一般市民の方からも、いろいろと地域のことで、個人的に調査研究しているので、地域の航空写真を自己啓発のために使わせてほしいといった相談があったのですけれども、そのときに当初の御説明のとおり、これは課税資料ということではほかには公開しておりませんのでとお断りしたところ、なぜだめなのでしょうかと質問されて、その説明に窮してしまったということがありましたので、その点から言って、こちらのカラー航空写真について公益性の観点、つまり課税資料以外についても市役所の業務なので、利用できないと答えると、なぜできないのかということもありますし、逆に全く制限せずに公開したときに、写真の中に出ている土地や家屋の所有者の方から、なぜ私の持っている土地や家屋が写っているものを、そのような、一般に出回っているのかと言われたときにどのように説明したらいいかという問題点をずっと精査いたしまして、そこから出た結論としまして、こちらの写真図の画像の内容を個人情報として登録した上で、条例の中で目的外利用、それから外部提供といった利用ができる規定がございますので、その規定に則した形で提供できれば個人情報の漏えいには当たらないのではないかと考えた上で、今回このような形で届出をさせていただきたいと考えているところでございます。

【川井委員】

個人情報の保護としてここに規定する以上、それを保護するのが目的であって、今のような説明でほかにも目的外使用ができるようにこれを個人情報として規定するというのは、立て方として問題ではないかというのが1点と、実際にこれでいくと、アバウトなのか、いろいろなところに出していいのではないかと、個人情報に指定しておけばほかに出せるというような御説明に聞こえるのですけれども、それはちょっと危険な感じがあって、一步譲ると、目的外使用で何かするというときにはこの審議会に図られるのでしたっけ。そういう2段構えの第1弾だということで今日は諮問されているのでしょうか。

【土地係専任主査】

実際、おっしゃることも想定しておりまして、条例の規定の中で私ども確認しまして、目的外利用できる場合、外部提供できる場合、こういったケースがあるのかという規定をこちらで確認しまして、それに該当していれば、例えば本人の同意がある場合、法に特別の定めがある場合、生命の危険、財産や生活の保護、というのがありまして、それに当てはまらない場合でも、先ほど例を挙げました、例えば学校教育での副教材で利用したいといった場合については今の規定には当てはまりませんが、もし、おっしゃったとおり、この条例の規定の中で、

審議会でお認めいただいた場合というのに当てはまった場合には提供できると、もちろん否定されました場合は提供できないこととなりますけれども、そういうところも想定した上で今回御提案しているところでございます。

【立川委員】

規定と言いますが、規定はどこにあるのですか。規定が明確ではないので。規定を明確にしてください。

【情報公開係主事】

今日自席にお配りしている「情報公開・個人情報保護審議会関係条例等集」を御覧ください。ページを開いて2ページ一番下から第12条第1項の記載があるのですが、これが今、資産税課主査が申し上げている規定のことで、実施機関が保有個人情報を、基本的には実施機関以外の者に提供してはいけないというものがあるのですが、3ページの上のほうに第12条の第2項以降が書いてあるのですけれども、第2項のところ、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は目的外利用または外部提供をすることができるというのですね。そこに(1)から(4)まで、この条件を満たせば目的外利用、外部提供をできるという条例の規定があります。ここのことを申し上げておまして、規定というのはこの第2項の(1)から(4)までのことです。

【川井委員】

おっしゃった今のところなのでしょうけれども、そこが、この立て方が非常に曖昧なところと思われます。本人の同意があったり、法令に特別の定めがある場合は問題ないと思うのですけれども、ここに書いてあるのは、法令に明示的な例示がある場合以外のいろいろなときに目的外使用ができるのですよと、そのために個人情報の申請をしますよという立て方になっています。今回の説明では、個人情報の申請をしたら、さきほどおっしゃったような例は全部できるようになるというように見えるのですけれども、それは非常に問題だろうと思います。

【町田委員】

学校現場に必要な情報じゃないかというようなことだったのですが、ここに、当初の目的である固定資産税とか、土地利用に使うほどのすごい写真を小学校で必要としていませんよね。この土地の中にどのくらいの家屋が建っているとか、この土地はどのように利用しているのだろうかとか、外から目視できる程度でも十分ですので、航空写真で精密に撮ったものを、いくら教育の場で必要だといっても、そんなに精密なものが必要なはずはないわけで、そういうことに利用するのは、利用させてくれという目的外利用は要らないのではないかと思います。

また学校で請求したとしても、そんなに細かいものが来るとも思ってもいませんので、今までどおりの、市からの副読本あたりで提供していただいている、この辺りは畑だよねとか、商店街だよね、結構住宅が集まっているね程度で十分ですので、これ以上細かいものということはないかなと思います。

【白石委員】

先ほど担当係から例規集の説明があったのですが、例規集の2ページの第11条の第2項の第3号、第4号の規定に該当するときという意味で、(4)ですね、第4号、「出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき」というのを、私はさっきグーグルマップとか、ゼンリンの住宅地図という意味で確認したのですよ。そういう理解で情報公開の担当は、どうですか。該当するとしたらここなのですから。

要するにゼンリンの住宅地図は有料販売されているわけですよ。紙の地図でも、データでも見られますよ。だから出版なのですよ。それに重ね合わせることで、この航空写真によって知られた個人情報ということで、該当するとしたらここかなということで私は聞いたのです。いかがですかね。

【仮野会長】

このテーマは非常に大事な点なので、5分ぐらい休みませんか。いいですか。5分間休憩しましょう。

(休 憩)

【仮野会長】

では、始めましょう。いいですか。再開しましょう。

議論を再開する前に、僕から担当課に2点質問があります。

これまでは課税資料として航空写真を利用していた。それは課税資料としては有効だったのでしょうか。つまりとてもよかったのでしょうか。いろいろな意味の、税金を計算するときにプラスだったのかという質問なのですから。

さて、あなた方は、その航空写真をほかのところに持っていけるようにしよう、あるいは公共性の観点から、漏えいにはならないようにしてやれば大丈夫だというようなことを言い出しているわけだけれども、これは市の条例か何かを当然変えないといけないと思うのだが、それは当然議会にも出さなければいけない話だと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのですか。その2点。

【土地係専任主査】

まず課税資料として有効かどうかということですが、これは私ども業務処理、それから固定資産の評価をするに当たっては欠かせない資料となっております

ので、必ずその賦課期日において家屋、それから土地の利用を特定しなければならぬ上では必要不可欠なものでございます。これがなくなると課税の正確性に支障が生じると思います。

【仮野会長】

さて、ほかのところから使いたいという声があって、目的外利用、外部提供も考えたかどうかという話なのだけれども、これはあなた方は、今後どういう手続を踏んで、小金井市でこれを実現しようとしているのですか。どう考えているのですか。今日は我々の審議会の意見をまず聞いてみようかという程度のものなのですか。既にそういう条例変更などの作業に入っているのですか。

【土地係専任主査】

具体的な条例の変更等はまだ想定はしておりませんが、まず申し上げたいことは、私どもは積極的に資料を、ほかのところにも公開したいというつもりで今回御提案しているわけではありませんで、今の状態というのはかなり問題があるのではないかと。つまり個人情報かどうかははっきりしていない。

ただ、その航空写真を持っていることは一般の方も御存じの方が多くて、そういった方がインターネットで見られるものなのだから、あなた方の航空写真を見せてもらってもいいでしょうと言われたときに、私どもとしても、いや、それはできないのですというお答えをする上での根拠としての説明として、こちらは個人情報なのですということをお願いしたいということで今回御提案しているということと、もう一つ私どもが懸念しているのは、確かにこちらで説明が不足していて申し訳ないと思ったのですが、情報公開請求の問題がございまして、こちらでも、例えば仮に航空写真の情報公開請求があった場合には、こちらを個人情報と特定していない状態ですと、全てそのまま、今の情報公開の規定では出さなければいけないことになってしまいます。

それを実は懸念しておりまして、特定のデータの個人情報を扱う企業、情報公開請求を積極的に行っている会社等がございまして、そちらからもいろいろこちらに資料の請求がありますので、その中で、もしこの航空写真を情報公開請求された場合にはどうするかということも、今まで私どもは全く検討していない状態がございました。

そういった意味で、まずは個人情報として制限をかける、制限をかけた上で、そうは言ってもほかの業務で、どうしても業務として必要な場合があるので使わせてほしいという相談も今まであったのですけれども、そういったときに情報の漏えいに当たらないであろうと判断できるものについて、なおかつその個人情報

保護の条例の規定のうちに当てはまれば提供することができるということと、積極的に提供するというのではなくて、できる場合があるということで、もう一つは先ほど委員の方がおっしゃったとおり、学校現場では必要ないのではないかと、そういう御意見があるのは私どもも承知しております、その場合には私どもも判断できない、難しい、そういったものを含めて、難しいものについては個人情報条例の規定の中で、審議会で御審議いただいた上で、もちろん承認いただければお出しできますが、承認できなければお出しできませんということになりますので、いずれにしてもそういった形で、条例の規定の中で手続を踏んだ上で公開する、しないというのができるように制限をかけたいということで御提案しているところがございます。

積極的にいろいろなところに、表に出したいからということで今回申し上げているわけではないということは御理解いただきたいと思っております。

【仮野会長】

現在税務署から利用したいという申し入れが来ているのですか。先ほどあなたそういうことを言ったけれども。

【土地係専任主査】

過去にございました。

【仮野会長】

過去にあった。ただし、提供はしていないわけですよ。

【土地係専任主査】

その際は、税務署の職員から、その場でコピーをくれと窓口で言われたのですが、それはお断りしまして、改めて文書で依頼してほしいと。それもそういった調査ができる権限を、法的根拠を必ず文書に明記をして送ってほしいということでお送りいただきまして、それを確認した上で、知りたい土地の部分だけを切り取って提供した事例はございます。

【仮野会長】

提供したのですか。

【資産税課】

それは税務署で調査をする権限を持っていますので。

【仮野会長】

だんだんわかってきました。さて、でもこの書き方は、あなたの今の発言は、非常に慎重さを込めながら、判断できないから市としての考え方をまとめてほしいというニュアンスに受け取ったのだが、この内容はもう既に、目的外利用、外

部提供しようじゃないかという提案になっている。提案しようというのなら条例改正まで考えて、どういう作業をするのかというところまで考えていなければいけないと思うのです。それをいきなり我々のところに来て、さあどうだと言われても、すぐに、「はい、わかりました、そうしましょう」とは言えないです。

【白石委員】

休憩の間に少し意見交換をしたのですけれども、あくまでも今回の諮問事項の目的は、この航空写真を個人情報として届出をしますよ、それを認めてくださいよということですよ。保護の対象としたいということなのですよ。

だから、最初の72ページの中の括弧書きの中の説明で、ちょっと誤解を招くような形になっているから、ここの説明部分を1回削除していただいたほうがいいのではないかなと思うのですよ。実情、背景はそうだと思うのですよ。83ページの20年保存の場合にはもう平成11年から、82ページの10年保存でいうと、もう平成21年から、要するに10年、20年たっているわけですよ。でもこの間曖昧だったからいろいろなことが起こりましたよ。

この際保護すべき個人情報としてきちんと届出をしましょうよというところでとどめていただければ、こちらも理解できたのかなと思うのですけれどもね。むしろ提出されても、事務局の考えを聞きたいのですけれども。

【総務課長】

私どもでも、この提案の御説明のところまで思いが至りませんで、申し訳ございませんでした。今回は委員がおっしゃるとおり、諮問として、カラー航空写真が個人情報であるから、写真を撮ることについて委託することを御承認いただきたいという諮問になっております。案件8の提案の四角囲みの中です。72ページですけれども、こちらについて次回お出しし直すということでいかがでしょう。

【白石委員】

いや、ですから72ページの真ん中からちょっと下のところ、「しかし最近になって」というところの3行、ここを取ってしまえば。

【総務課長】

今のお話ですと3行だけでは済まないかなと思ひまして、その後の、「目的外利用などの要望に応じることができるよう」とか、そういったところにも問題があるというお話がありましたので、一度お出しし直したほうがいいのかなと判断いたします。

【多田委員】

「判断していませんでした」という後に、この判断を仰ぐために当審議会に諮

問するものですみたいな感じで、この後は全部切ってしまったほうが。

【川井委員】

そういう修正は必要だと思うのですが、個人情報として規定するというのはあくまで個人情報を守ることが目的であって、個人情報を目的外使用に利用するというのが目的ではないのですよね。個人情報として申請する以上、字句の修正だけでなく、考え方のうえで個人情報として守る必要があるのだということを出してもらわないと。

【仮野会長】

保護審議会ですから。

【川井委員】

個人情報に登録すれば、次から目的外使用ができると、そういう考え方というのはいかがなものかという感じはするのですね。

【仮野会長】

これは総務課長が今まとめてくれたように出し直してください。

それで、今の各委員からの発言にあるとおり、個人情報を守るという観点から目的外使用はできるだけしない。それから外部提供も、とにかく慎重の上に慎重を期するという観点に立ってもう一度練り直して、それも税務当局だけではなくて、市を上げて、資産税課だけではなくて市全体で議論していくようなテーマです、これは。

いずれにしろ、もし外部提供でもすることになれば条例の改正が多分必要になってくるでしょう。それぐらいの話だから。当然市議会に諮るような話。そこは市当局で検討して、市なりの考え方をまとめて我々に諮問するというところでどうでしょう。今日、明日決めないといけないという話ではないでしょう。あなた方の問題意識はよくわかるのだけれども、少し危うさが残っているところがある。

【総務課長】

撮影委託の諮問なので、1月1日に写真を撮りたいというものなのですが。

【仮野会長】

いや、いつ撮るか関係ないのですよ。撮ったところで、あなた方だけで使うのはいいのだけれども、それを外に出すか、出さないかという話でしょう。

撮ってもいいけれども、それは外に出してはいけないという話があるのだから。撮ってもいいですよ、それは。それも含めて市全体で考えてください。今我々が言えるのはそういうところですか。どうですか。

【井口委員】

条例の第11条に収集の制限があって、これは本人から直接収集しなければならないと。例外として第2項ですね。(1)から(5)まであるのですが、例えば今議論があった(4)が出版、報道による公知性の生じた個人情報というのは、典型的に言えば、私の理解では、例えばスキャンダルでいろいろ雑誌に書かれて、今さらそれを個人情報の収集云々に、議論にならないような場合と理解して、そうであるならば、例えばグーグルマップで何年か前に撮った航空写真があって、つい最近小金井市が撮った写真があった場合に、グーグルマップが公知性のある事実であるとは言えないのではないかという気がしているのです。

つまり、新しい写真が新たな情報を提供しているわけですから、そういう意味で言うと(1)から(5)の例外規定のどれに当たるのかがちょっとよくわからないので、個人情報としてこれを収集するのか、本人の同意のもとにやっているわけではないので、どういう形でそれを個人情報として収集していくのか、ちょっと教えていただけますか。

【総務課長】

この収集方法については法令に特別の定めがあるということで、この現状を記録することは課税のための個人情報です。

【井口委員】

ですからそれを目的外に使うことについては、法令上定めはないわけですね。課税以外の目的で。

【総務課長】

そうですので、これは個人情報であるという扱いをして、これからは個人情報保護条例にのっとって扱いたいというのが今回の趣旨です。

そのために写真を委託撮影するからという件について御了承いただきたいというのを今回お出ししています。ですが、そもそもなぜ個人情報と判断したかというところで、違うのではないかというお話になっております。

【仮野会長】

写真撮影は、1,000分の1、5,000分の1はいつ撮影するの。

【総務課長】

1月1日に毎年撮ることがルールだそうです。課税をする時点で。

【仮野会長】

それ自体は反対する理由はないでしょう。今までどおりでしょう。

【総務課長】

今までどおりです。

【川井委員】

今までは個人情報という扱いではなかったから、審議をせず、今度は個人情報扱いで厳格にするので、一応この審議会に出たと。

【総務課長】

諮問をしたということです。

【仮野会長】

じゃあまとめましょう。撮ってもいいけれども、外に出したり、そういうことについては簡単にオーケーとは言えないということです。だから次回、もう1回ここでやりましょう。

【白石委員】

いや、会長そうじゃなくて、個人情報として届出規定しますよ、でいいのですよ。次の話は、別に次回かける、かけないは関係ないと思うのです。基本は。

例えば明らかに、大量にどこかから第三者提供を求めるケースが出てきたりしたときには審議会の意見を聞くことになると思うのですけれども、今回の基本の諮問事項は、個人情報として規定しますよだけなのです。だから私たちはそれ以上、今日ここでむしろ触れないほうがよかったかなと思うのだけれども、この括弧書きの中を見ると混乱してしまったということかと思うのですけれどもね。

【井口委員】

ただ法令の定めがあって、現状でも収集しているのだから、今現在は個人情報として収集しているのですね。

【総務課長】

課税資料であるから収集していたと、今まで担当課は認識していたということです。ただ改めて考えてみると、個人情報ではないかという考えに至ったということです。それで写真を撮るのにも諮問をかけさせていただいた。ただ、提案の理由のところはちょっと書き方がまずかったということです。

【資産税課長】

今回この件につきましては、今御審議いただいているとおり、個人情報として守りたいという観点から御提案したものでございます。

その際に、これまで経過として、目的外利用に当たるような要望を得たことがあったけれども、我々としては個人情報として守りたい。その辺りのところから今回御提案したものです。

今回の括弧の中の書き方とか、表題とか、誤解を与えるものがあつたと思います。ですので、これまで御審議いただいたような形の中で改めて出し直しをさせ

ていただきたいと思います。そしてその方向性としては、資産税課としては、個人情報を守りたいという方向で出し直しをさせていただきたいと思います。

【仮野会長】

なるほど。いいのではないですか。どうでしょうか、皆さん。

【総務部長】

そうしましたら諮問に関してまで保留することはないということで会長としては御判断いただいて、諮問についてはお諮りいただけるということでよろしいでしょうか。

撮影を委託することについては、了承は、お諮りいただくことはできるかどうか。

【仮野会長】

それは皆さんどうお考えですか。委託。

【白石委員】

ですからそれは、要するに税法に基づいての業務の範囲でしょう。だからそれはここで審議をしようがしまいが、課税基準日に何らかの形で撮影することについては特に問わないと思うのですよ。

【本多委員】

それと提案理由の中で、次回に提案されるかどうかあれなのですけれども、先ほども委員の方が言われているように、最初の、固定資産税としてこういうことで云々、課税していますでいいと思うのですね。課税業務に当たり、カラー航空写真を課税資料として活用しています、それで最後の段階ですが、今回そのカラー写真を保護すべき個人情報に該当するものとし、保有の届出を行うとともに、写真撮影の委託に係る諮問を行うこととしたものですとまとめてもらっていたら、すんなりいったと思うのですね。

だから途中のところ、余分なところが入ったという。

【総務課長】

はい。ですので、次回、諮問ごと出し直しということで。

【仮野会長】

はい。それでいいですか。

【井口委員】

あと1点だけ質問よろしいですか。課税資料が個人情報であるとするならば、保有個人情報の開示請求、つまり私の航空写真を見せてほしいということに対しては対応しているのですか。

【土地係専任主査】

御本人様からの、自分の資産について確認をしたいということでしたら、課税説明の一環ということでお見せできるものと考えております。

御本人以外の第三者の方から情報公開請求などの形で来たときには、お断りすべきものだと思っておりますけれども、ただ、今現在個人情報として規定されていない以上は、情報公開条例などで出さなければならない可能性もあるのではないかとすることは懸念しているところでございます。

【井口委員】

それは自宅だけをとということですか。

【土地係専任主査】

そうですね、コピーをして切り取ったりという形で、制限する形で、ほかのところは見せないようにという形で、工夫してお見せするようにしたいと思っております。

【井口委員】

よく、物置をつくったらそれで課税が増えるとか、それはどうなのだという話もあるのですけれども、あるいは今回の水害のように、あったものがなくなったとか、そういうことで課税額が不当だと考える住民もいると思うのですが、それに対して対応はしている、そういうことですね。

【土地係専任主査】

それは課税説明の中で、根拠ということで、税法の規定では賦課期日に市内に存在している土地・家屋については課税客体になると思っておりますので、御説明の上では、根拠として記録を見せなければならないと考えておるところでございます。

【仮野会長】

はい。それではこの件はもう時間が随分たちましたので、今のようなまとめで練り直し、そして次回に出し直しということで、よろしいですか、皆さん。

それでは、次の案件へ進めましょう。

【総務課長】

84ページを御覧ください。「小金井市愛育手当受給者台帳について」、子育て支援課の案件でございます。

愛育手当は、昭和48年に幼稚園や保育園に入園を希望しても入園できない児童がいたことから、それらの児童について健全育成に資するために手当を支給する趣旨で開始した制度です。現在の愛育手当の対象は、幼児教育・保育の無償化

対象外である児童で、幼稚園や保育園の代替として何らかの施設等に1日4時間以上、月15日以上通う児童です。手当月額は7,300円、受給者数は40名程度です。

令和元年10月1日より小金井市愛育手当条例施行規則を改正し、小金井市愛育手当受給者台帳の様式を一覧性のあるものに変更しておりますが、現在は新しい様式を紙媒体で保有しております。この度、事務執行を円滑に行うために表計算ソフトで受給者台帳を管理する必要があることから、台帳の電子化について諮問をするものです。

なお、愛育手当は小金井市の独自制度であり、基幹系システムに愛育手当システムを新設することが難しいため、表計算ソフトでの管理とするものです。従来の紙媒体での管理と比べ、表計算ソフトを使用することで受給者情報の検索が容易になるばかりでなく、支給額の計算を自動で行うことができる見込みです。

85ページを御覧ください。諮問第42号「小金井市愛育手当受給者台帳」でございます。

個人情報の記録項目は、諮問書下部の記載のとおり30項目でございます。

諮問に関連する届出としまして86ページ、届出番号14-55「小金井市愛育手当受給者台帳」の変更届出でございます。変更前後の個人情報の内容は87ページの別紙の記載のとおりです。

このうち、個人情報の内容及び個人情報の対象となる個人の範囲の変更が令和元年10月1日より、個人情報記録の保存方法及び電算入力の有無については10月18日より変更することとなっております。

また88ページに、参考として様式を付けております。

【仮野会長】

これは小金井市独自でやってきたのですね。この件について御意見、御質問ございますか。

ないようですので、本件は承認いたします。

それでは、最後の案件へ進みましょう。

【総務課長】

89ページを御覧ください。「病児・病後児保育事業委託について」、保育課の案件でございます。

病児・病後児保育事業とは、保育所等に通所している児童のうち、病気の回復期に至っておらず、かつ当面の症状の急変が認められない児童を預かる事業及び病気の回復期にある児童を一時的に預かり、保護者の負担軽減と児童福祉の充

実・向上を図ることを目的とした事業であり、事業の実施にあたっては、市が認めたものへの委託を行うことができるとされています。

当市においても、病気の回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育事業について、平成24年5月の個人情報保護審議会の諮問を経て、平成24年11月より事業者へ委託をし、今日まで実施をしてきているところです。

今回、新たに病気の回復期に至っていない児童を対象とした病児保育事業を開始することに伴い、これまでの事業の実施方法の見直しを行い、申請様式を定めため、個人情報の保有届出及び事業の委託について諮問を行うものです。

90ページを御覧ください。諮問第43号「病児・病後児保育事業委託」でございます。

業務の目的としましては、保育所等に通所している児童のうち、病気の回復期に至っておらず、かつ当面の症状の急変が認められない児童を預かる事業、及び病気の回復期にある児童を一時的に預かる事業を実施することで、保護者負担の軽減と児童福祉の拡充・向上を図ることです。

委託処理する個人情報の項目につきましては、99ページの別紙に記載されている個人情報の内容のとおりでございます。

また91ページ、92ページには委託仕様書案を、93ページから97ページには、本委託に関する個人情報取扱特記事項を付けております。

次に、病児・病後児保育事業に使用する様式一式の保有届出でございます。

98ページを御覧ください。届出番号15-56「病児・病後児保育事業に係る様式一式」でございます。

個人情報の内容は諮問と同じでございます。100ページから103ページには様式を付けております。

【仮野会長】

本件はどうでしょうか。皆さん、御質問ありませんか。よろしいでしょうか。特にないようですので、本件を承認いたします。ありがとうございました。本日の日程のその他に移ります。次回の日程について説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程は、令和2年2月13日木曜日、18時から当会議室をお取りしておりますが、皆様の御都合についてお伺いいたします。

【仮野会長】

次回の審議会は、2月13日木曜日、午後6時からこの会議室で。よろしいでしょうか。

それでは最後に、その他の報告について、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

令和元年9月2日に通知の誤発送により個人情報の一部流出した事案がございましたので、御報告いたします。

105ページを御覧ください。「通知の誤発送による個人情報の一部流出事案について」、保険年金課の案件でございます。

まず概要です。

令和元年9月2日、東京都後期高齢者医療広域連合が発送した高額療養費支給申請書約1万1,000通のうち、1通について、送付先情報に誤って関係のない第三者の情報が入力されていたことから、他の方の住所地に発送され、受領した方からの問い合わせによりこれが判明いたしました。

本来通知を受け取るべき方は、小金井市に居住していた際、本市で行った送付先情報の入力作業中、誤って送付先の情報を入力し、その後他の自治体に転出、逝去されました。この度、生前の医療費について高額療養費の支給対象となったことから、誤入力されていた送付先の情報をもとに当該申請書が送付されるに至ったものであります。

当該被保険者の御親族の方及び誤って送達された方に対しては、直接訪問のうえ謝罪するとともに、送達された関係書類の回収と正しい申請書等の送達を完了しております。

なお、本経過については双方の方に御了解をいただき、令和元年9月6日に広域連合と連名でプレス発表を行っております。

原因です。

今回の原因は、本市において送付先情報の入力作業中、同一端末で窓口・電話等に対応するため別の対象者を検索し、対応終了後、送付先情報の入力に戻った際、画面にある対象者が変更されていることに気がつかず、登録を続けたことにあります。

再発防止策です。

送付先情報の入力時には、入力者及び入力端末ともに、窓口・電話等の対応は行わない。もう一つで、従前から実施している複数名による申請書と入力画面を突合する確認に加え、入力したその時点でセルフチェックが行えるよう、画面を見ながら氏名・生年月日等の人定事項を確認するためのチェック欄を申請書に設ける。

【仮野会長】

最初に入力するときに誤入力したのですね。この点についてはどなたか、御意見、御質問ありませんか。

特にないようですので、本件を了承いたしましょう。

最後の案件に進んでください。

【総務課長】

続きまして、本日急遽御報告すべき案件が提出されましたので、御報告いたします。

お手元に、本日「公立保育園におけるウラ紙使用事案」という表題の、A4用紙1枚の資料を当日配付いたしましたので、御覧ください。保育課の案件でございます。

概要から説明いたします。

令和元年10月4日、公立保育園の5歳児クラスにおいて「スタンプ遊び」を行った際、職員である保育士が部分的に卒園児の情報が記載されたウラ紙用紙を利用して保育を実施しました。

情報の内容としては、1人の児童についての児童の呼び名、受診歴、保育園での様子を含んだものであります。

その後、当該園児がスタンプ遊びで使った用紙を自宅へ持ち帰り、保護者から10月7日に園長への報告がありました。

園長は、直ちに園内各クラスのウラ紙用紙を回収しています。

10月8日、当該園の園長が保育課長に事案の概要を報告し、保育課長は市内公立の全園に、ウラ紙用紙を「遊び」に使用することを中止するよう伝達しました。

10月8日、保護者へ事案の概要を報告の上、謝罪をいたしました。明日以降訪問の上、直接謝罪したい旨を伝えると、明日の19時に来訪されたいと返答があり、10月9日、園長と保育課長が御自宅を訪問の上、これまでの経過の説明を行い、今回の件に関し謝罪を行いました。現在までに、本件事案に関し何らかの被害が及んだとの情報は入っておりません。

原因です。

園内における個人情報の管理が不十分であった。もう一つ、職員による個人情報管理の対応が不十分であった。

再発防止策です。

まず保育園においては、本件事案が発生した事実と再発防止策について全ての職員へ周知すること、当分の間、「遊び」の中で用紙のウラ面を使用することを禁

止すること、小金井市個人情報保護条例に基づく園児の情報に係る取り扱いについて全ての職員に徹底すること、職層に関係なく全職員を対象に、個人情報の適切な取り扱いに関する研修を実施すること、また保育課においては、本件事案が発生した事実と再発防止策について公立5園に周知・徹底をすること、ミスコピーの防止に努め、当該用紙は、各園の実情に応じて保管場所を確定し、保育には使用しないことを公立5園に周知しました。

公立5園に対し、園児に関する情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、使用後はその都度、廃棄処分とすることを周知・徹底することとします。

【町田委員】

ミスコピー防止というと、これはみんな印刷ではなくてコピーをしたもので職員は会議のときなんかやっているわけなのですか。ちょっと信じがたいのですけれども、小学校だとほとんど全部印刷ですね。コピーの値段と印刷と比べたら、ちょっとかなり違うような気がします。

【保育課長】

今回の事案に関しましては、特定の児童の情報をクラスの中で共有するという事で、枚数は、クラスの担任ですので三、四枚程度のものでございました。したがって、コピーということで対応したという状況でございます。

【仮野会長】

何でウラ紙を使ったのですか？もったいないからですか。

【保育課長】

現物は、A4の紙を半分に裁断しまして、それをもったいないというか、ちょっとということで、一応確認はしたのですが、中に個人情報が入っているものが一部あったということで、申し訳ございませんでした。

【多田委員】

再発防止策の中で、保育園に対して当分の間使用することを禁止と書いてあるのに、保育課では保育には使用しないとか、その都度廃棄処分とするという、こういう温度差を設けているのはどういうことですか。当分の間使用しないということは、もしかしたらしばらくたったら使用を再開することもあるということですか。

【保育課長】

文言が不統一で申し訳ございません。現在、公立5園には用紙の裏紙を使用することは禁止してございます。保育課では、こちらも含めて周知したいと思ってございまして、表現に不統一があったところは申し訳ございません。そのように

御理解賜りたいと存じます。

【多田委員】

では、この「当分の間」は削除するということで考えていいということですか。

【保育課長】

文言はそうなっていますが、そのとおりで結構でございます。

【仮野会長】

多田委員、よろしいですか。

【多田委員】

はい。

【仮野会長】

こういうことがないように気をつけてください。

【保育課長】

申し訳ございません。

【仮野会長】

長時間にわたりました。これをもちまして本日の審議会の全てが終了となりました。散会いたします。ありがとうございました。

— 了 —